

## 令和6年第2回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和6年5月17日（金曜日）午前10時00分開会

---

### ○議事日程

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 報告第4号 専決処分した事件の承認について

日程第 6 報告第5号 専決処分した事件の承認について

日程第 7 報告第6号 専決処分した事件の承認について

日程第 8 報告第7号 専決処分した事件の承認について

日程第 9 報告第8号 専決処分した事件の承認について

日程第10 議案第26号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

日程第11 議案第27号 令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

日程第12 議案第28号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

日程第13 議案第29号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

### ○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤	晶	君	副議長	9番	小野	哲也	君
	1番	米井	宏喜	君		2番	浜岸	昭仁	君
	3番	小川	雅勝	君		4番	山下	竜哉	君
	6番	田中	良	君		7番	高島	譲二	君
	8番	松原	臣	君					

### ○欠席議員（1名）

5番 加藤 勉 君

---

### ○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長 湊屋 稔 君 副 町 長 川 端 達 也 君

教 育 長	石 崎 佳 典 君	企 画 財 政 課 長	鹿 又 明 仁 君
総 務 課 長	飯 島 東 君	町 民 環 境 課 長	野 田 泰 寿 君
税 務 担 当 課 長	鹿 又 芳 弘 君	保 健 福 祉 課 長	本 見 泰 敬 君
保 健 ・ 国 保 担 当 課 長	洲 崎 久 代 君	子 育 て 支 援 セ ン タ ー 所 長	長 内 美 奈 子 君
建 設 水 道 課 長	佐 野 健 二 君	学 務 課 長	八 幡 雅 人 君
社 会 教 育 課 長	長 岡 紀 文 君	会 計 管 理 者	大 沼 良 司 君

---

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長	平 田 充 君	議 会 事 務 局 次 長	堺 勝 敏 君
-------------	---------	---------------	---------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。

定足数に達しておりますので、令和6年第2回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番小川雅勝君及び4番山下竜哉君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和6年第2回臨時会に、議員の皆様の御出席を賜りましたことを御礼申し上げます。

羅臼町の桜も満開になりまして、本格的な春を迎え、春漁での大漁とこれからやってくる観光シーズンが、多くの人でにぎわうことを心から願っているところでございます。

それでは、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、春の叙勲受章について2名の報告であります。

このたび、令和6年4月29日に発令されました春の叙勲におきまして、羅臼町より2名の方が受章されましたので報告をさせていただきます。

お一人目は、春日町の元羅臼町議会議員であります村山修一氏が、旭日双光章を受章されました。

村山氏におかれましては、平成7年に羅臼町議会議員となり、以後7期28年の長きにわたり町議会議員を務められました。特に、平成15年より副議長を1期、平成19年より議長を3期務められており、町の基幹産業である漁業の発展や二大産業である観光振興、また、生活環境、社会福祉の充実など、多岐にわたり町政に尽力された功績が認められ、このたびの受章となったものであります。

お二人目は、元羅臼消防団副団長であります田中好美氏が、瑞宝単光章を受章されました。

田中氏におかれましては、昭和35年に羅臼村消防団に入団以来、35年の長きにわたり地域防災の崇高な使命感のもと、幾多の災害に出動し各種災害から、地域住民の安全確保と被害の軽減に御尽力いただくとともに、常に団員間の融和を図り、消防技術の錬磨と教養訓練の実施に情熱を注ぎ、消防体制の強化に尽力した功績は誠に顕著であり、この度の受章となったものです。

また、現在は札幌市に住所を移しておりますが、峯浜町の野口繁正氏が北方領土返還運動における長年の功績から、旭日双光章を受章しておりますことを併せて御報告をさせていただきます。

受章された皆様の栄誉はもとより、当町にとりましても誠に名誉なことであり、町民とともに祝福を申し上げる次第であります。

2件目は、火災の発生についてであります。

令和6年中、2件目の火災が発生しておりますので、御報告をいたします。

この火災は、令和6年4月4日（木曜日）、午後12時57分に覚知した、海岸町、小

林衛氏所有の倉庫からの出火についての報告です。

小林氏は、午前中の作業を終え、昼食を取るため一旦帰宅したあと、近所の方から火災の連絡を受け、消防へ通報覚知となりました。消防署から3台の消防車と消防団から3台の積載車が出動しております。

出動した職員により現場を確認し、倉庫内に煙が充満していることを確認し、また、外壁から煙も立ち上っていることも確認しております。

消防車からホースを一線延長し、放水開始、13時35分に鎮火と判断しております。

負傷者及び死傷者はありません。

なお、出火に至った原因については、現在調査中であります。

行政報告は、以上であります。この後、予定されております報告5件と議案4件につきまして、それぞれ説明をさせていただきますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### ◎日程第5 報告第4号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 報告第4号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和6年3月31日であります。

3ページをお願いいたします。

令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億8,010万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,524万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款1項配当割交付金93万5,000円を追加し、203万5,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金63万2,000円を追加し、233万2,000円。

6款1項法人事業税交付金608万4,000円を追加し、1,008万4,000円。

7款1項地方消費税交付金1,859万2,000円を追加し、1億2,859万2,000円

10款1項地方交付税2億3,062万6,000円を追加し、24億6,062万6,000円。この内訳につきましては、地方交付税が1億9,877万2,000円の追加で、21億2,877万2,000円。特別交付税が3,185万4,000円の追加で、3億3,185万4,000円となるものであります。

ここまでの4款配当割交付金から10款地方交付税につきましては、それぞれ交付額の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金312万8,000円を減額し、4,306万8,000円。2項負担金312万8,000円を減額し、4,046万8,000円。相泊漁港改修事業の事業費確定によるものであります。

13款使用料及び手数料20万4,000円を減額し、8,537万9,000円。

1項使用料20万4,000円を減額し、5,767万5,000円。放課後児童クラブ利用者の申込数の減少によるものでございます。

14款国庫支出金4,894万円を減額し、4億3,221万円。

1項国庫負担金1,383万5,000円を減額し、1億3,959万7,000円。小規模保育事業給付費の事業費確定により284万5,000円の減額。また、障害者介護訓練給付費及び自立支援医療費、補装具給付費に伴う事業費の確定により653万円の減額。新型コロナウイルスワクチン接種の事業費確定により、446万円の減額であります。

2項国庫補助金3,510万5,000円を減額し、2億9,041万5,000円。内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業費確定により431万8,000円が増額。また、令和5年度で予定しておりました物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を、令和6年度実施へ振り替えることで2,739万5,000円を減額。放課後児童クラブ利用者の申込数の減少により、子ども・子育て支援交付金140万円の減額であります。さらに、出産・子育て応援給付金が56万8,000円の減額。合併処理浄化槽設置事業費補助金が54万8,000円の減額。新型コロナウイルス

スワクチン接種体制確保事業費301万4,000円が減額となりますが、それぞれ事業費の確定による補助金の減額となります。

北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金1,249万8,000円の減額となりますが、温泉井戸の増掘工事及び温泉井しゅんせつ用やぐら更新工事に伴う事業費の確定による補助金の減額であります。また、除雪事業で雪寒指定道路の一部が交付金の対象となったことで600万円が増額となります。

15款道支出金887万1,000円を減額し、2億794万5,000円。

1項道負担金430万1,000円を減額し、7,930万7,000円。これにつきましては国庫負担金同様、小規模保育事業給付費と障害者介護訓練給付費及び自立支援医療費補送具給付に伴う事業費確定による道負担金の減額でございます。

2項道補助金457万円を減額し、1億1,641万円。内訳につきましては、移住定住促進事業の事業費確定により、地域づくり総合交付金80万円の減額。重度心身障害者医療給付費補助金が、医療給付費の事業費確定により49万5,000円の減額。また、国庫補助金同様、子ども・子育て支援交付金及び出産・子育て応援給付金が、事業費確定により154万1,000円の減額。温泉井戸増掘工事と温泉井しゅんせつ用やぐら更新工事に伴う事業費の確定で、196万7,000円が、それぞれ道補助金として減額となります。多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金が、小規模保育事業で該当する方が利用されたことで、23万3,000円の追加となっております。

17款1項寄附金、17万7,000円を減額し、9億1,862万6,000円。これは企業版ふるさと納税への善意の寄附金、2件で150万円をいただいております。また、ふるさと納税の寄附額が確定したことにより、167万7,000円の減額ですが、令和5年度の寄附額につきましては、約9億1,320万円となる見込みでございます。

19款1項繰越金419万7,000円を追加し、2億5,978万8,000円。歳出の財源調整のため、その財源を繰越金に求めるものでございます。

4ページから5ページにかけて、20款諸収入8,336万2,000円を追加し、1億2,204万2,000円。

3項雑入8,336万2,000円を追加し、1億1,208万1,000円。国後展望塔管理委託金が、事業費の確定により92万5,000円の減額であります。また、宝くじ交付金125万5,000円及び北方領土隣接地域振興等事業補助率差額交付金で8,303万2,000円が、交付金額の確定により追加となっております。

21款1項町債300万円を減額し、4億1,910万円。これは漁港改修局改修事業債の事業費確定による減額となっております。

歳入合計2億8,010万8,000円を追加し、64億1,524万2,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費4億3,532万3,000円を追加し、25億9,908万1,000円。

1項総務管理費4億3,532万3,000円を追加し、25億4,029万4,000円。内訳につきましては、令和5年度決算見込みにおいて、4億5,000万円を積立可能額と試算し、そのうち2億円を減債基金へ、2億5,000万円を公共施設整備基金へ積立てるものでございます。また、企業版ふるさと納税の善意の寄附金2件で150万円をいただきましたので、企業版ふるさと納税基金へ積立てるものでございます。また、減額の内容につきましては、職員研修に要する経費448万8,000円。庁舎管理に要する経費、光熱水費などで250万円。国後展望塔の光熱水費などで92万5,000円。地域おこし協力隊に要する経費84万2,000円。移住促進事業に係る各種事業経費296万8,000円。地域提案型事業に要する経費277万7,000円。ふるさと納税に要する経費167万7,000円が、それぞれ事業費確定による減額となります。

3款民生費3,881万7,000円を減額し、5億3,175万9,000円。

1項社会福祉費3,250万円を減額し、4億3,638万5,000円。内訳につきましては、低所得世帯等に対する臨時給付金などの支援事業における事業費が確定したことにより481万6,000円の減額。福祉介護職人材確保に要する経費の介護職支度金補助金や人材確保及び離職防止補助金の事業費確定により155万1,000円の減額。老人福祉センター管理運営に要する経費が、デイサービス統合により委託料682万円の減額。障害者自立支援に要する経費の医療費や介護訓練給付費など1,306万円の減額。重度心身障害者医療扶助費の確定により110万円の減額。介護保険給付費などの確定により、介護保険事業特別会計への繰出金が確定したことで、515万3,000円を減額するものでございます。

2項児童福祉費631万7,000円を減額し、9,532万2,000円。子育て支援に要する第3子出産祝い金や、出産・子育て応援給付金の事業費確定により140万円の減額。小規模保育事業の事業費確定により、491万7,000円を減額するものでございます。

4款衛生費1,214万円を減額し、6億3,614万2,000円。

1項保健衛生費917万円を減額し、2億8,267万4,000円。がん検診や各種予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費が確定したことで1,369万円の減額。省エネ設備等普及促進事業補助金が122万5,000円。合併処理浄化槽復旧事業補助金が214万円で、それぞれ事業費確定による減額となっております。

また、国保診療所のスプリンクラー改修工事や、地域医療政策費に伴う国庫補助金や、診療所事業債の額が確定したことによる不足分として、国保診療所事業特別会計繰出金へ、788万5,000円を追加するものでございます。

3項清掃費297万円を減額し、3億4,432万1,000円。し尿処理に要する経費が、事業費負担金の確定で56万7,000円の減額。一般廃棄物処理や清掃業務に要す

る経費など事業費確定により、240万3,000円の減額であります。

5款農林水産業費625万6,000円を減額し、7,007万7,000円。

3項水産業費625万6,000円を減額し、5,357万5,000円。相泊漁港改修事業の事業費確定による負担金の減額であります。

6款1項商工費1,923万3,000円を減額し、3億913万円。原油価格物価高騰対応事業者支援事業の事業費確定により678万円の減額。また、温泉供給に要する経費で、温泉井戸増掘工事や温泉井しゅんせつ用やぐら更新工事の事業費確定で565万3,000円の減額。温泉井しゅんせつ委託業務や光熱水費などの事業費確定により、680万円が減額となっております。

7款土木費2,143万9,000円を減額し、4億7,892万円。

2項道路橋りょう費2,143万9,000円を減額し、4億7,696万4,000円。除雪業務委託料の事業費確定によるものでございます。

8款教育費2,126万円を減額し、4億4,960万8,000円。

1項教育総務費840万6,000円を減額し、8,254万6,000円。教科書指導書購入経費の確定により52万1,000円。中高一貫教育推進協議会の事業費の確定により205万9,000円。新型コロナウイルス感染症に要する経費の確定で261万4,000円。高校魅力化補助金の事業費確定で321万2,000円が、それぞれ減額となっております。

2項小学校費469万5,000円を減額し、5,672万6,000円。学校支援員報酬や小学校の光熱水費、小学校就学援助費の事業費確定によるものでございます。

3項中学校費294万7,000円を減額し、2,382万4,000円。学校支援員報酬や中学校の光熱水費、中学校就学援助費の事業費確定によるものでございます。

4項幼稚園費165万5,000円を減額し、1,886万8,000円。幼稚園教諭の研修旅費や光熱水費など、事業費確定によるものでございます。

5項社会教育費50万円を減額し、9,890万3,000円。社会教育関係団体派遣助成金の確定によるものでございます。

6項保健体育費305万7,000円を減額し、1億6,872万3,000円。給食センター管理・運営に要する調理員の報酬や会計年度職員手当、さらに施設の光熱水費などの事業費確定によるものでございます。

10款1項職員費3,607万円を減額し、7億4,624万3,000円。育児休業取得者による給料の減額や、退職手当組合負担金の減額、共済組合負担率の変更による減額となっております。

歳出合計2億8,010万8,000円を追加し、64億1,524万2,000円となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

1 件の変更でございます。漁港改修局改事業債、過疎対策事業債であります。事業費確定に伴い、限度額を430万円から130万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を添付して配付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号は、承認することに賛成は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第4号は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第6 報告第5号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 報告第5号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 議案の8ページをお願いします。

報告第5号専決処分した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

なお、専決年月日は、令和6年3月31日でございます。

10ページをお願いします。

令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,777万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,673万8,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

11ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款道支出金4,727万2,000円を減額し、5億4,641万6,000円。

1項道補助金4,727万2,000円を減額し、5億4,641万5,000円。

令和5年度の一般被保険者に係る医療費、出産育児一時金の確定及び基本検診業務、特定健康診査等データ管理委託料及び未受診者調査委託料の額の確定に伴い、保険給付費交付金が減額されるものでございます。

続きまして、5款繰入金50万円を減額し、5,931万7,000円。

2項基金繰入金50万円を減額し、862万2,000円。令和5年度の保険税還付金の額の確定に伴う財源調整のため、基金繰入金を減額するものでございます。

歳入合計4,777万2,000円を減額し、9億2,673万8,000円とするものでございます。

12ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費4,489万3,000円を減額し、4億4,074万4,000円。

1項療養所費3,349万5,000円を減額し、3億8,073万8,000円。被保険者数及び1人あたりの診療費の減少により、療養給付費の支出が当初の見込みより減少したことによるものでございます。

2項高額療養費831万8,000円を減額し、5,778万2,000円。当初見込みより、高額療養費の支出が抑制されたことによるものでございます。

4項出産育児諸費308万円を減額し、192万3,000円。被保険者数の減少により出産数についても減少し、出産育児一時金の支出が当初の見込みより減少したことによるものでございます。

5款保健事業費237万9,000円を減額し、1,470万9,000円。

1項保健事業費170万2,000円を減額し、1,138万5,000円。内容は、特定健診受診者数の確定によるもの、及び特定健診未受診者調査委託料の額の確定によるものでございます。

2項特定健康診査等事業費67万7,000円を減額し、332万4,000円。特定健診受診者数の確定により、特定健診等データ委託料を減額するものでございます。

7款諸支出金50万円を減額し、8,285万5,000円。

1項償還金及び還付加算金50万円を減額し、163万4,000円。令和5年度保険

税還付金の額が確定したことによるものでございます。

歳出合計4,777万2,000円を減額し、9億2,673万8,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料37ページから44ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

報告第5号は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第5号は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第7 報告第6号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 報告第6号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の13ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

14ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、令和6年3月31日でございます。

15ページをお願いいたします。

令和5年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,122万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,718万1,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金927万6,000円を減額し、1億777万円。

1項国庫負担金667万8,000円を減額し、7,448万7,000円。

2項国庫補助金259万8,000円を減額し、3,328万3,000円。

4款1項支払基金交付金1,113万円を減額し、1億559万3,000円。

5款道支出金618万3,000円を減額し、5,699万6,000円。

1項道負担金584万7,000円を減額し、4,987万9,000円。

2項道補助金33万6,000円を減額し、711万7,000円。

7款繰入金1,463万3,000円を減額し、8,868万2,000円。

1項他会計繰入金515万3,000円を減額し、7,843万円。

2項基金繰入金948万円を減額し、1,025万2,000円。内容といたしましては、いずれも令和5年度介護サービス給付費の額の確定に伴う、国及び道並びに町繰入金のルール分の減額でございます。

歳入合計4,122万2,000円を減額し、4億5,718万1,000円とするものがございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費3,853万7,000円を減額し、3億8,267万9,000円。

1項介護サービス等諸費3,356万7,000円を減額し、3億3,544万9,000円。

3項高額介護サービス等費100万3,000円を減額し、1,099万7,000円。

5項特定入所者介護サービス等費396万7,000円を減額し、2,003万3,000円。

3款地域支援事業費268万5,000円を減額し、3,339万8,000円。

1項総合事業費268万5,000円を減額し、842万4,000円。内容といたしましては、いずれも令和5年度介護サービス給付費の額の確定に伴う減額でございます。

歳出合計4,122万2,000円を減額し、4億5,718万1,000円とするものがございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料45ページから54ページにかけて掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第6号は、承認することに決定いたしました。

---

### ◎日程第8 報告第7号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 報告第7号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（州崎久代君） 議案の18ページをお願いします。

報告第7号専決処分した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

19ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、令和6年3月31日でございます。

20ページをお願いします。

令和5年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,585万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

21ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料60万8,000円を減額し、5,609万2,000円。後期高齢者医療保険料の決算を見込んだところ予算額を下回ったため、減額するものでございます。

歳入合計60万8,000円を減額し、7,585万円とするものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金60万8,000円を減額し、7,375万3,000円。

歳入でも御説明いたしました。後期高齢者医療保険料の決算を見込んだところ予算額を下回ったため、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

歳出合計60万8,000円を減額し、7,585万円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料55ページから60ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第7号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第7号は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第9 報告第8号 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 報告第8号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の23ページをお願いいたします。

報告第8号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

24ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、令和6年3月31日でございます。

25ページをお願いいたします。

令和5年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,097万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億372万円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

26ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款国庫支出金1項国庫補助金124万2,000円を追加し、2,632万3,000円。内容は、スプリンクラー改修工事及び医療備品購入事業の完了により、それぞれに係る補助金が増減となるものでございますが、スプリンクラー改修工事に係る補助金で147万1,000円の増。医療備品購入事業に係る補助金として、22万9,000円の減の差引計124万2,000円の追加となるものでございます。

2款繰入金1項他会計繰入金788万5,000円を追加し、1億6,139万6,000円。内容につきましては、国庫補助金及び診療所事業債の額の確定により財源調整のため、一般会計に求めるものでございます。

4款1項町債2,010万円を減額し、1億1,600万円。内容は、各事業費の確定により町債の額を変更するものでございますが、この後、第2表において詳細を御説明させていただきます。

歳入合計1,097万3,000円を減額し、3億372万円とするものでございます。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1,097万3,000円を減額し、2億5,417万7,000円。内容につきましては、スプリンクラー改修工事の入札減により1,078万6,000円の減。医療備品購入事業の入札減により18万7,000円の減のほか、地域医療政

策費負担金の財源について、地方債から一般財源への組替えを行うものでございます。

歳出合計1,097万3,000円を減額し、3億372万円となるものです。

28ページ、お願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的は3件ございまして、いずれも過疎対策事業債で、各事業費の確定により、それぞれ限度額を変更するものでございます。1件目は、診療所設備整備事業債で、補正前の限度額570万円を530万円に。2件目は、診療所施設整備事業債で、補正前の限度額8,140万円を6,740万円に。3件目は、地域医療政策事業債で、補正前の限度額4,900万円を4,330万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上でございますが、事項別明細書につきましては、別冊資料の61ページから66ページにかけて掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第8号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、報告第8号は、承認することに決定いたしました。

ここで、午前11時まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第10 議案第26号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第26号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の29ページをお願いいたします。

議案第26号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,485万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,081万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

30ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

今回の補正につきましては、全て国のデジタル田園都市国家構想交付金を申請しておりました事業が、採択されたことによるものでございます。デジタル社会の推進に伴い、住民の利便性や業務の効率化を目指す内容となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

歳入でございます。

14款国庫支出金859万9,000円を追加し、2億6,713万円。

2項国庫補助金859万9,000円を追加し、1億3,277万3,000円。デジタル田園都市国家構想推進交付金でありまして、一般会計予算では4件の事業が採択されたものでございます。

1件目は、LINEを活用した情報発信・収集デジタル化事業に148万5,000円。2件目は、コンビニ交付システム導入事業に309万4,000円。3件目は、住宅地図システム整備事業21万2,000円。4件目は、獣害対策事業で380万8,000円であります。

なお、3件目の住宅地図システム整備事業と4件目の獣害対策事業につきましては、事業費を当初予算で計上しておりますので、歳入のみの補正となります。いずれも事業費の2分の1が国庫補助金となります。

18款繰入金1項基金繰入金2,625万2,000円を追加し、6億3,346万6,000円。各事業の財政として、財政調整基金から繰入れするものでございます。

歳入合計3,485万1,000円を追加し、51億5,081万円となるものでございます。

31ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費918万9,000円を追加し、15億2,416万円。

1項総務管理費297万円を追加し、14億8,495万9,000円。羅臼町の公式LINEの機能を拡充し、行政情報の発信や健診予約のオンライン化など、町民の利便性の向上を図るものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費621万9,000円を追加し、1,440万2,000円。マ

イナンバーカードを利用して住民票や印鑑登録証明書などをコンビニエンスストアで交付できるシステムの整理でございます。

4款衛生費2,566万2,000円を追加し、6億7,233万5,000円。

1項保健衛生費2,566万2,000円を追加し、3億65万4,000円。水道スマートメーター導入事業に伴う水道事業会計への繰出金でございます。

歳出合計3,485万1,000円を追加し、51億5,081万円となるものでございます。

なお、この後、補正予算の詳細につきまして担当課長から、事項別明細書により御説明させていただきます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） 続きまして、補正予算の詳細を御説明いたします。

初めに、LINEを活用した情報発信・収集デジタル化事業の概要につきまして、参考資料にて御説明いたしますので、お手元に配付の参考資料の2ページ、資料2をお開き願います。

LINEを活用した情報発信、収集デジタル化事業でございます。

本事業につきましては、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用するもので、都市と地方のデジタル化を促進するための補助金によりまして、地域経済の活性化と町民生活の質の向上を目指すものでございます。当町におけます事業の概要につきましては、町民への情報発信手段の一つとして、既に導入しております羅臼町の公式LINEの機能を拡充し、現在一斉発信のみとなっております運用を、さまざまな行政サービスを双方がオンラインで行えるよう整備するものでございます。

今回、充当いたします主な機能内容につきましては5点ございます。1点目の情報選択機能につきましては、行政情報の入手が容易となり、また町外の登録者には観光情報などを提供し、交流人口を創出することが可能となります。2点目の町民から行政への通報機能につきましては、災害時におけます落石、さらには道路、公共施設等の破損状況の通報を町民から受けることで、早期の初動対応が可能となります。3点目の各種検診の予約機能につきましては、各種健康診断の予約をオンライン化することで、閉庁時間申込みが可能となるものでございます。4点目の各種事業の参加申込み機能につきましては、各種事業への参加申込み、さらには出欠確認、さらには幼稚園などの出欠確認などにも、転用が可能となるものでございます。5点目のスタンプラリー機能につきましては、LINE上でのスタンプラリーが実施可能となりまして、イベントや観光周遊などに活用することで参加者の満足度など、来訪者の活用につながるものでございます。これらの機能を拡充・活用することで、役場の開庁時間を気にせず、行政情報の収集や各種事業への手続が可能となり、行政サービスの利便性と町民生活の質の向上・発展に貢献するものでございます。

また、LINEを使ったコミュニケーションや情報提供を通じまして、地域住民、さらには観光客が容易に情報を受け取り、地域の魅力を発信することで、新たな交流人口の拡大にも効果が期待されるものでございます。

続きまして、予算の詳細について御説明いたしますので、お手元に配付の別冊資料の事項別明細書、71ページをお願いいたします。説明の都合上、歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項総務管理費11目企画費の地域振興に要する経費に297万円の追加補正でございます。内容につきましては、前段の事業概要で御説明いたしましたLINEを活用した情報発信・収集デジタル化事業の内容が、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の対象事業といたしまして採択されたものでございます。

72ページになります。

11節役務費の手数料66万円につきましては基本サポート費用として、12節委託料の各種システム開発委託料138万6,000円につきましては初期構築費用として、13節使用料及び賃借料のLINEシステム使用料92万4,000円につきましては、システム利用料として、合計で297万円の追加補正をお願いするものでございます。

なお、本事業費の2分の1の額148万5,000円が、国からの補助金として交付されるものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 引き続きまして、事項別明細書の71ページ、お願いいたします。

2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本登録事務に要する経費で、621万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。デジタル田園都市国家構想の推進交付金の内示を受けましたので、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの住民票・印鑑登録証明書などの発行が、利用可能とするための構築費を予算補正するものでございます。

予算の内訳につきましては、72ページ、お願いいたします。

10節需用費では、コンビニ交付開始に係る広報チラシ印刷代として1万1,000円。11節役務費では新聞折り込み料に2万円、コンビニ交付運営事業者への委託手数料でありまして、1件あたり117円の手数料。町から、利用されたコンビニエンスストアに対し、お支払いする手数料として約300回分を見込みまして3万7,000円、合わせて5万7,000円。13節使用料及び賃借料では、連携APサーバーシステムの使用料として48万1,000円。18節負担金補助及び交付金では、コンビニ交付サービス等に係る負担金として、北海道自治体情報システム協議会負担金として524万2,000円。74ページに記載してございます、地方公共団体情報システム構築負担金として42万8,000円、合わせて567万円。

補正額合計621万9,000円の追加補正となるものです。

なお、事業費の2分の1の補助率にあたる309万4,000円を、歳入のほうにも追加補正として上程してございます。

本事業の目的につきましては、マイナンバーカードを活用した住民の利便性向上と、各種証明書発行に係る窓口業務の軽減が狙いでございまして、利用開始時期につきましては、町の印鑑条例の条例改正を6月定例議会に上程する予定でございまして、本年10月から、セイコーマート、セブンイレブン、ローソンなどのマルチコピー機が設置されている店舗での利用開始を目指す計画となっております。

別冊参考資料として資料3を添付してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 続きまして、別冊資料73ページをお開き願います。

2款総務費7項防災費2目防災対策費、防災対策に要する経費で、既に防災事業のために導入済みの住宅地図システムを全庁利用するための追加費用の2分の1、21万2,000円が、このたび国庫補助金のデジタル田園都市国家構想推進交付金として決定したため、財源の移動を行うものです。

なお、支出につきましては変更はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 引き続き、73ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費4目特別会計繰出金、特別会計繰出金に要する経費の27節繰出金、水道事業会計繰出金に2,566万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。デジタル田園都市国家構想推進交付金で、水道スマートメーター導入事業が採択されたことを受けまして、水道事業会計、特別会計へ繰り出すのでございます。

詳細につきましては、水道事業担当課長より説明がございましてので割愛させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 産業創生課長。

産業創生課長。

○産業創生課長（湊 慶介君） 続きまして73ページ。

4款衛生費1項保健衛生費7目野生鳥獣保護管理費、野生鳥獣保護管理に要する経費でヒグマ獣害対策、また、ドローンや熱外線センサーによる早期発見、安全確認を目的としたヒグマ検知ソリューションの委託業務やドローンなどの機材購入費用など、合計761万6,000円を当初予算では一般財源で予算措置しておりましたが、このたび事業費の2分の1の額となる380万8,000円が、国庫補助事業でありますデジタル田園都市

国家構想推進交付金に採択されたため、財源移動を行うものであります。

なお、歳出予算の金額に変更はないものであります。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鹿又明仁君） 引き続き歳入を御説明いたしますので、69ページにお戻り願います。

歳入になります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金に、479万1,000円の追加補正でございます。内容につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金で、いずれも事業採択により追加するもので、3件ございます。まず1件目は、LINEを活用した情報発信・収集デジタル化事業の事業採択に伴いまして、事業費の2分の1の額、148万5,000円の追加。2件目は、コンビニ交付システム導入事業の事業採択に伴いまして、事業費の2分の1の額、309万4,000円の追加。3件目は、住宅地図システム整備事業の事業採択に伴い、事業費の2分の1の額、21万2,000円を追加するものでございまして、3件の合計で479万1,000円の追加となるものでございます。

続きまして、3目衛生費国庫補助金に380万8,000円の追加補正でございます。内容につきましては、前段同様、デジタル田園都市国家構想推進交付金で、獣害対策事業の事業採択に伴い、事業費の2分の1の額、380万8,000円を追加するものでございます。なお、参考資料1ページの資料1に、令和6年度におけます本交付金の充当事業を予算ベースで掲載いたしました、令和6年度デジタル田園都市国家構想推進交付金の活用事業一覧を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、18款繰入金1項1目基金繰入金に、2,625万2,000円の追加補正でございます。内容につきましては、歳出の財源調整のため、その財源を財政調整基金に求めるものでございます。

なお、補正後の財政調整基金の残高見込額につきましては、8億6,515万4,000円となるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,485万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第27号 令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計  
補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第27号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の32ページをお開き願います。

議案第27号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算でございます。

第1条は、総則でございます。

令和6年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和6年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益に255万円を増額し、1億7,145万6,000円。

第2項営業外収益に255円を増額し、4,507万8,000円。水道検針業務の効率化と利用者への利便性向上を図ることなどを目的に、水道スマートメーターを導入することとし、このたびデジタル田園都市国家構想交付金事業として事業採択されたことにより、事業費の2分の1を国庫補助金、残りの2分の1を一般会計から補助金として繰入れるものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用に255万円を増額し、1億4,554万4,000円。

第1項営業費用に255万円を増額し、1億3,077万4,000円。水道スマートメーター導入事業として、水道スマートメーター通信費等の増額でございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入に4,877万4,000円増額し、9,159万1,000円。

第2項他会計繰入金に2,438万7,000円を増額し、2,763万7,000円。水道スマートメーター導入事業に伴い、事業費の2分の1を一般会計補助金として繰入れるものでございます。

第3項補助金に2,438万7,000円を追加し、2,438万7,000円。水道スマートメーター導入事業費の2分の1の国庫補助金でございます。

支出でございます。

第1款資本的支出に4,877万4,000円を増額し、1億4,629万7,000円。第1項建設改良費に4,877万4,000円を増額し、6,716万3,000円。水道スマートメーター導入事業として、通信端末の購入費及び取付工事費、収納システム改修費の増額でございます。

以上、水道スマートメーター導入事業による増額をお願いするものでございますが、事業の概要につきまして、お手元に配付の参考資料にて御説明いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

参考資料の4ページをお開き願います。

水道スマートメーター導入事業の事業概要でございます。

事業目的といたしましては、現在、水道使用量の検針につきましては、検針員による現地読み取りで行っているところでございますが、今後の検針員確保の問題や現地での検針作業に伴う事故やヒグマ等による被害が懸念されるなど、業務の効率性や安全対策が課題となっております。このことから課題解決のため、通信機能を持った水道メーター、いわゆる水道スマートメーターを導入することで、検針業務の効率化を図るとともに、水道利用者の利便性向上を目的に実施するものでございます。

水道スマートメーター導入による効果といたしましては、任意のタイミングで水道使用状況が確認できることで、的確・迅速な対応が可能となり、業務の効率化とともに利用者へのサービス向上が図られるほか、異常水量を利用者に注意喚起が可能となることで、漏水などの早期発見となり、利用者の負担軽減や利用者自身がウェブ上で検針値や利用明細をいつでも確認できるなど、利便性の向上も図られると考えております。

また、現地検針が不要となることから、検針業務に伴う課題の解決が図られ、ウェブ通知サービスを活用することで検針票が不要となるなど、ペーパーレス化も期待されるものと考えております。今後につきましても、ウェブ上での各種手続などができるよう機能拡充や、水道使用状況による高齢者見守りへの活用など、データ利用拡大についても検討していきたいと考えてございます。

事業費につきましては、総事業費として5,132万4,000円。内訳といたしましては、水道スマートメーター通信端末通信費に108万円。ウェブ通知システム利用料に132万円。ウェブ通知システム初期セットアップ料に15万円。収納料金システム改修費に231万円。水道スマートメーター購入費に2,534万4,000円。水道スマートメーター取付費に2,112万円を見込んでおります。

財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金として、事業費の2分の1を国庫補助金、残りの2分の1につきましては、一般会計からの補助金で賄うこととしております。導入のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございますが、令和7年3月

頃の運用開始を予定しております。

以上でございますが、別冊資料 75 ページから 76 ページに補正予算実施計画を掲載してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 定案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 27 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 27 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 12 議案第 28 号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例  
制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 12 議案第 28 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務担当課長。

○税務担当課長（鹿又芳弘君） 議案の 33 ページをお願いします。

議案第 28 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

34 ページをお願いします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、3月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正であります。

改正の柱といたしましては、個人住民税の定額減税の実施に伴う各種規定の整理のほか、土地に係る固定資産税の負担調整措置の期限を3年間延長するなど、それぞれ改正のありました項目について、所要の措置を行うものでございます。

改正条例につきましては、議案の 34 ページから 45 ページに掲載しておりますが、別冊として配付しております参考資料の羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により、主な改正内容と適用関係について御説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

なお、改正項目それぞれの施行年月日につきましては、説明資料に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

それでは参考資料の5ページ、資料5をお開き願います。主な改正内容に沿って御説明させていただきます。

1番、寄附金税額控除、第34条の7第1項の改正は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備でございます。

2番、町税の減免、第51条の改正は、職権による減免を可能とする規定の改正でございます。

3番、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第56条につきましては、私立学校法の法律改正に合わせた条項ずれの整理でございます。

4番、固定資産税の減免、第71条及び、5番特別土地保有税の減免、第139条の3につきましては、職権による減免を可能とする規定の改正でございます。

6番、公益法人等に係る町民税の課税の特例、条例附則第4条の2につきましては、単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものでございます。

6ページをお願いします。

7番、令和6年度の個人の町民税の特別税額控除、条例附則第7条の5。

8番、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、条例附則第7条の6。

9番、令和6年度分の公的年金等に係る、所得に係る個人の町民税に関する特例、条例附則第7条の7。以上、7番から9番につきましては、令和6年度分の個人住民税の特別減税控除に係る規定の新設でございます。

10番、令和7年度分の個人の町民税の特別減税控除、条例附則第7条の8につきましては、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設でございます。

11番、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、条例附則第8条につきましては、特別税額控除の額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう、読替規定を追加するものであります。

12番、法附則、第15条第2項第1号等の条例で定める割合、条例附則第10条の2につきましては、我が町特例についての規定でありまして、特定事業所内保育施設に係る課税標準額の特例措置の期間を期間終了に伴う規定の削除と再生可能エネルギー、発電施設に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電施設について、特例の割合を7分の6と定めた規定の新設及び法令改正に合わせた条項ずれの整理でございます。

7ページをお願いします。

13番、新築住宅等に対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、条例附則第10条の3につきましては、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定の新設でございます。

14番、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、条例附則第11条。

15番、令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例、条例附則第11条の2。

8ページをお願いします。

続きまして、16番、宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、条例附則第12条。

17番、農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例、条例附則第13条。

18番、特別土地保有税の課税の特例、条例附則第15条。

以上、14番から18番につきましては、法律改正に合わせて土地に係る負担調整措置の適用年度を、適用期限を3年延長することに伴う対象年度の年の整理でございます。

19番上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、条例附則第16条の3第3項。

20番、土地の譲渡等に係る、事業所得等に係る町民税の課税の特例、条例附則第16条の4第3項。

9ページをお願いします。

続きまして、21番、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第17条第3項。

22番、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第18条第5項。

23番、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第19条第2項。

24番、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条第2項。

25番、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条の2第2項及び第5項。

10ページをお願いします。

続きまして、26番、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、条例附則第20条の3第2項及び第5項。

以上、19番から26番につきましては、特別税額控除の対象となる所得割の額について、各改正項目に係る個人住民税の所得の額を定める読替規定の追加でございます。

附則といたしまして、第1条では施行期日を規定しており、第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置について規定しております。

なお、12ページ以降、資料6で新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目直しをお願いいたします。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第29号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第29号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の46ページをお願いします。

議案第29号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

47ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正の内容でございますが、説明の都合上、別冊参考資料39ページ、資料7、羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要にて御説明いたしますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

改正の内容でございますが、改正理由でございますが、1点目は、令和6年度税制改正大綱により、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しが行われ、中間所得層の負担に配慮したものの。2点目は、北海道国保運営方針において、加入者の負担の公平化を目的とした保険料水準の統一を目指すことが明記され、市町村は北海道が示す標準保険料率と健康保険税率の差を解消することが必要となったことから、当庁における保険税率も北海道が示す標準保険料率にて算定を行うため、税率の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございます。①国民健康保険税の課税額の引上げ、後期高齢者支援金等課税額22万円から24万円に引上げる。②国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直し、5割軽減対象世帯29万円から29万5,000円に引上げる。2割軽減対象

世帯53万5,000円から54万5,000円に、それぞれ上げるものでございます。

③標準保険料率での保険税率の改正を行うものでございます。

3、保険税率改正案を御覧ください。保険税は、その使用目的により、加入者の医療費を賄う医療費分、後期高齢者医療を支援するための後期高齢者医療支援金等分、40歳以上64歳未満の加入者が、介護保険サービスの一部を負担するための介護納付金分に分かれており、それぞれの必要総額に応じて、所得割、均等割、平等割で算出された合計が、その世帯の国民健康保険税として課税されます。

改正税率案ですが、表、下段合計で所得割率で13.65%、前年度比0.74%の増、均等割で合計4万7,000円、前年度比2,200円の増、平等割で合計4万5,400円、前年度比2,200円の増額となっております。また、賦課限度額ですが、先ほど御説明いたしました後期高齢者医療支援金等分の賦課限度額が上げられたことにより、106万円となっております。

増額の主な要因ですが、北海道が示す標準保険料率は、過去3年分の所得や非保険者数などで計算されていますが、令和4年度の羅臼町の所得の平均が北海道に比べ高かったこと、また、医療費水準が低い自治体に交付される北海道からの補助金が、保険税の平準化のため段階的に減額されたことにより、北海道で納める納付金額が増額になったことによるものでございます。

40ページをお願いいたします。

続きまして、4、改正条文でございます。まず、区分1、課税限度額、第2条第3項で、後期高齢者支援金等分賦課限度額を24万円としております。

区分2、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額でございます。第3条第1項の所得割額を100分の8.12から100分の8.6に改正しております。第4条は、被保険者均等割額で、2万6,300円から2万7,600円に改正しております。第5条は、世帯別平等割額で、特定世帯以外の額を2万6,700円を2万8,000円に、特定世帯については1万3,350円を1万4,000円へ、特定継続世帯については2万250円を2万1,000円へそれぞれ改正しております。

区分3、後期高齢者支援金等課税額についてです。第6条の後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額ですが、100分の2.76を100分の2.92へ改正しております。第7条第1項は、被保険者均等割額で、9,200円を9,800円に改正しております。第2項では、世帯別平等割額を特定世帯以外の額を9,300円を9,800円に、特定世帯については4,650円を4,900円に、特定継続世帯については6,975円を7,350円に、それぞれ改正しております。

区分4、介護納付金課税額についてでございます。第8条の介護納付金課税額に係る所得割額ですが、100分の2.03を100分の2.13に改正しております。第9条で被保険者均等割額を9,300円から9,600円に改正しております。第9条の2では、世帯別平等割額を7,200円を7,600円に改正しております。

区分5からは、第23条関係で国民健康保険税の減額についてでございます。第1項では、先ほどの第2条第3項同様、後期高齢者支援金等分、賦課限度額を24万円へ改正しております。

41ページをお願いいたします。

区分6、第23条第1項第1号は、7割軽減として減額する額についてで、基礎課税額の均等割額を1万8,410円から1万9,320円に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については1万8,690円を1万9,600円に、特定世帯については9,345円を9,800円に、特定継続世帯については1万4,018円を1万4,700円に改正しております。後期高齢者支援金等課税額の均等割額については6,440円を6,860円に、平等割額の特定世帯等以外については6,510円を6,860円に、特定世帯については3,255円を3,430円に、特定継続世帯については4,883円を5,145円に改正しております。

また、介護納付金課税額の均等割額は6,510円を6,720円に、平等割額については5,040円を5,320円に改正しております。

区分7、第23条第1項第2号は、5割軽減に減額する額についてで、5割軽減世帯の所得基準を29万5,000円へ改正しております。また、基礎課税額の均等割額を1万3,150円から1万3,800円に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については1万3,350円を1万4,000円に、特定世帯については6,675円を7,000円に、特定継続世帯については1万13円を1万500円に改正しております。後期高齢者支援金等課税額の均等割額については4,600円を4,900円に、平等割額の特定世帯等以外については4,650円を4,900円に、特定世帯については2,325円を2,450円に、特定継続世帯については3,488円を3,675円に改正しております。また、介護納付金課税額の均等割額は4,650円を4,800円に、平等割額については3,600円を3,800円に改正しております。

42ページをお願いいたします。

区分8、第23条第1項第3号は、2割軽減として減額する額についてで、2割軽減世帯の所得基準を54万5,000円に改正しております。基礎課税額の均等割額を5,260円から5,520円に、平等割額の特定世帯等以外の世帯については5,340円を5,600円に、特定世帯については2,670円を2,800円に、特定継続世帯については4,005円を4,200円に改正しております。後期高齢者支援金等課税額の均等割額については1,840円を1,960円に、平等割額の特定世帯等以外については1,860円を1,960円に、特定世帯については930円を980円に、特定継続世帯については1,395円を1,470円に改正しております。また、介護納付金課税額の均等割額は1,860円を1,920円に、平等割額については1,440円を1,520円に改正しております。

区分9、第23条第2項第1号は、未就学児の基礎課税額の被保険者均等割額の減額

で、未就学の子ども1人につき7割軽減世帯で3,945円から4,140円に、5割軽減世帯で6,575円を6,900円に、2割軽減世帯で1万520円を1万1,040円に、それ以外の世帯は1万3,150円を1万3,800円に、それぞれ改正しております。

区分10、第23条第2項第2号は、未就学児の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の減額で、未就学の子どもの1人につき7割軽減世帯では1,380円から1,470円に、5割軽減世帯では2,300円から2,450円に、2割軽減世帯では3,680円から3,920円に、それ以外の世帯では4,600円から4,900円に、それぞれ改正しております。

43ページをお願いいたします。

附則として、第1項で施行期日を交付の日から施行し、令和6年4月1日より適用する。第2項では適用区分として、この条例による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税は、なお従前の例によると定めております。

なお、当町の状況といたしましては、昨年度に比べ被保険者数は150名程度減少しており、課税の所得は、昨年度を下回る見込みとなっております。今後、国保加入者の人数及び世帯数、加入者の所得の状況の確定の後、課税計算を行うこととしておりますことを御了承願います。

なお、本条例の改正につきましては、去る5月10日開催の令和6年第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上でございますが、続きます44ページには、課税限度額等の見直しについての資料、45ページからの資料8に、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

## ◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は、全部終了いたしました。  
会議を閉じます。  
令和6年第2回羅臼町議会臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午前11時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員